平成２３年（フ）第１３２号
愛知県一宮市開明字西出53番地１　シャインベル205号、住民票上の住所岐阜県恵那市岩村町2548番地１　コーポカスガイ102号室
債務者　山口多美子（旧姓末永）
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１５３号
岐阜県中津川市福岡2905番地５
債務者　熊﨑　兼明
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２５２７号
愛知県瀬戸市西松山町２丁目３番地
債務者　落合　芳美
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９１号
三重県松阪市五反田町２丁目1313番地１
債務者　濱田亜由美
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第７６号
京都府亀岡市畑野町広野箱木原１番地175
債務者　辻本美香代
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
京都府亀岡市篠町王子上上牧50番地８
債務者　山本　小苗（旧姓稲田）
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第５２９号
堺市西区鳳西町２丁８番地２　ハイツウエンディＡ棟203号
債務者　森　　裕介
１　決定年月日時　平成23年11月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３１３号
堺市堺区熊野町西２丁２番12―802号
債務者　東山玉実こと　坂口　玉実
１　決定年月日時　平成23年11月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３７４号
大阪府松原市三宅中３丁目５番17号
債務者　有田　勇志（旧姓後道）
１　決定年月日時　平成23年11月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３８４号
大阪府松原市天美南４丁目７番25―309号、前住所大阪府松原市田井城２丁目207番地の15
債務者　首藤　弘志
１　決定年月日時　平成23年11月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４１０号
大阪府藤井寺市川北３丁目７番３―501号
債務者　小山　洋一
１　決定年月日時　平成23年11月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４１８号
大阪府柏原市旭ヶ丘３丁目１番76―107号
債務者　小間　　哲
１　決定年月日時　平成23年11月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
岡山県笠岡市富岡142番地１　コンチェルト笠岡Ｄ―101
債務者　佐藤　元昭
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
岡山県浅口市金光町大谷852番地１　サンライズプラザⅡ101号、前住所鳥取県米子市西福原６丁目７番25―703号
債務者　小西　知臣
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
岡山県浅口市金光町大谷852番地１　サンライズプラザⅡ101号、前住所鳥取県米子市西福原６丁目７番25―703号
債務者　小西智恵美
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
北海道砂川市晴見３条北10丁目２番８号
債務者　工藤智嘉子
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
北海道滝川市大町４丁目３番25号　ＭＯハイム２―Ａ
債務者　佐藤　由佳
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係